

広報たしろ

編集と発行 鹿児島県肝属郡田代町役場

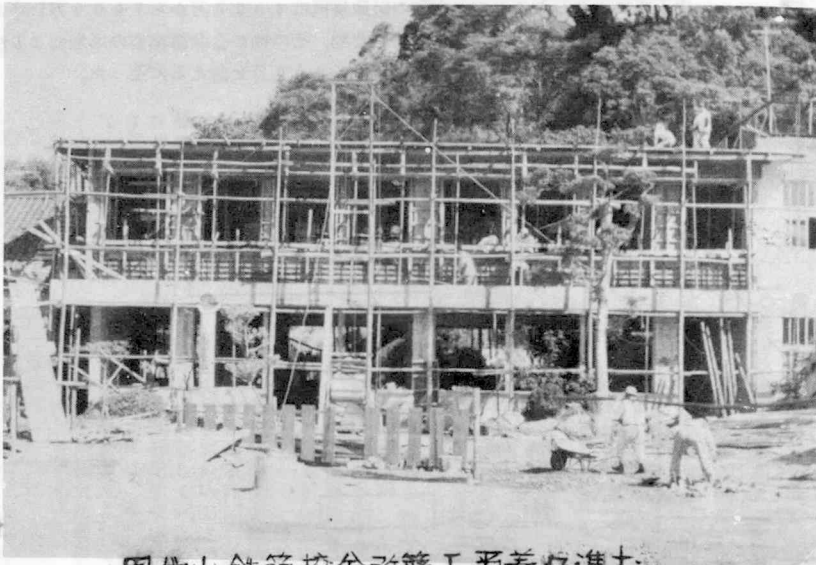
印刷 株式会社 綜合印刷

人口統計

9月末現在の人口 6,747人

男子3,250人 女子3,497人

昭和40年10月号



田代小鉄筋校舎改築工事着々進む

今月のしおり



十月は、一年中でいちばん良い季節です。各学校職場では運動会が行われ、農家では、取り入れや冬の準備に忙しい時ですがむりのないようにしたいものです。

衣

十月の終りから十一月にかけては虫干しに絶好の季節だといわれますが、空気はかわいているし、気温もそれに適して、じつにさわやかなときです。夏物の始末もこの時期にすませましょう。

食

八月にひきつづき、塩焼きに向く秋さかながおいしい季節です。サンマ、イワシ、ボラ等味がつてきます。この時期には秋野菜もどつと出回り、山ではキノコ狩りやクリ拾い、そしていも堀りとたのしめるときです。そこで奥さま方、毎日の食卓には変化を持たせたいものです。

住

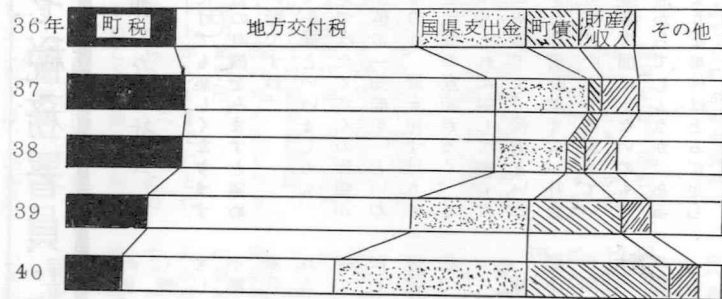
今月は秋の定期大そうじがあります。また、年末までに畳替えとか、ふすまの張り替えなどを予定している場合は押しせまってくると職人の方も忙しくなってくるので、今月あたりにすませたほうが良いと思います。

十月のこよみと

主な行事予定

- | | |
|------|---|
| 一日 | 法の日 |
| 二日 | 大原青年学級 |
| 三日 | 田代中学校運動会 |
| 四日 | 田代中学校新敷地災害現地調査(県治産課) |
| 五日 | 議員研修会、田代校区婦人学級 |
| 六日 | 道路品評会(七日まで) |
| 七日 | 町民運動会実行委員会 |
| 八日 | 婦人会長会、農免農道実態調査(花瀬・大原間) |
| 九日 | 保育園運動会、レントゲン精密検査 |
| 一〇日 | 田代小学校運動会、大原小、中学校運動会、麗青年学級教育委員会、インフルエンザ予防注射(十五日まで) |
| 十一日 | 林業構造改善事業部分林調査 |
| 十三日 | 大原家庭教育学級 |
| 十四日 | 川原青年学級 |
| 十五日 | 家庭の日 |
| 十七日 | オ二回インフルエンザ予防注射 |
| 十八日 | 役場臨時休業(町有林下刈作業のため) |
| 十九日 | |
| 二十三日 | 大原青年学級 |

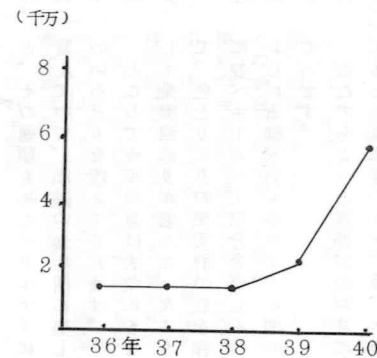
※6表 各年度別、才入財源構成割合



6. 結 び

以上で財政の動き、経費の支出の状況及びこれの裏付けとなる財源についてみて参りましたが、一言にして言えることは、町の財政は国や県に依存している割合が極めて大きいと言うことで、然も年々その割合が高まって行く傾向を示しています。このような現情を充分御理解の上、税等に今一段の御協力をお願い致します。

※5表 町債増加状況 (年度末現在高)



九月の定例議会

田代町議会定例会は、九月二日、午前八時、町議事堂に招集され、提出議案十一件(認定一件、議案八件、請願二件)を審議したが、昭和三十九年度各会計の決算認定が八名の決算特別委員会の審査付託になったほか、全議案、請願を可決及び採択した。主な議題の内容は、次のとおりです。

1. 昭和三十九年度各会計決算審査に当る特別委員、委員長に町議員、副委員長に刃志切議員、委員に鈴門前、原沢、上八重、柴立、荒木の各議員
2. 主な議案の概要
(1) 田代町消防団各条の全部を改正する条例制定。
消防団法の改正により、団員定数、分限、退職報償金等が条例事項とされたため、全部改正が行われた。
(2) 事務の委託に関する協議について議決を求める件。
公平委員会については、現在まで殆んど活動していない実情であり、又問題発生の場合の事務処理に当っては、専門的知識と豊富な経験が要求されることから、県の人事委員会にその事務を委託しようとする。
- (3) 一般会計補正予算(才三三三) 今回の補正予算は才入出にそれぞれ、八、五七七千円を追加し、総額に於て、一五七、七一

3. 請願
岩崎部落に簡易郵便局の設置方請願及び旧軍人等に対する恩給処遇に関する請願を、それぞれ採択し、後者については、執行部へ送付し、関係行政庁へ意見書を提出することにした。
- (4) 国民健康保険会計補正予算(一三三)
国保家庭インフルエンザ予防接種薬代二八五五円を追加し総額で、一八、二二四千円の予算額となった。

当事業の鹿児島県採択となった九市町村をお知らせしますと、財部町 一億円、田代町 六、八〇〇万円、鹿屋市 六、二〇〇万円、吉田村 六、〇〇〇万円、中種子町 五、九〇〇万円、吹上町 五、〇〇〇万円、鶴田町 五、〇〇〇万円、松山町 四、九五〇万円、建設課より

農免道路事業始まる

農林業用揮発油税財源替農道整備事業、略して農免道路といふ。事業の趣旨から申しますと、従来から実施している団体営農道事業のほか農林業用ガソリン税を全国農業生産者の近代化および農産物をいかに安く生産されるか、農村環境の改善を目的として新しく農道整備事業が生れたものである。それでどうゆう線が選ばれる条件となるかと申しますと、農業に必

要な自動車(農業機械を含む)が道路に上り下りも交差することが出来る様に(二車線)以下であること。以上のような条件で全国各府県から要望され、鹿児島県内においても一九八八所提出、この内から九カ所選ばれるという事で、田代町からは鶴戸野、久木野、池野間の元軌道跡を計画致しておりますが、規模が小さく、県として

採択漏れになると言うことで町道池野、新田間の六キロメートルを実施するよう再計画致しましたところ、県内九カ所の中に選定され九月十一日より鹿屋耕地事務所技術者二人と町建設課全職員が測量を実施致して居ります。今度の工事においては、皆さんの土地を測量致しておりますが、これは調査の上買取することになって居りますのでよろしくお願い致します。

最近の町財政の動き

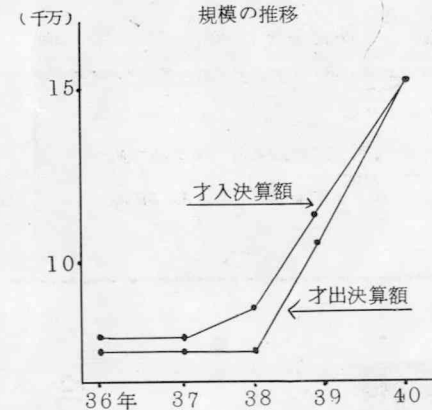
町の財政はどのような動きを示しているか

一般会計予算は9月定例議会の補正予算成立により、総額1億5771万円に達しましたが、これは前年度最終予算より約4000万円多く町民1人当たりして約21000円となっています。これは昭和36年度の決算に比べ約2.5倍の増加となっていますが、このような町財政の動きについて、最近数年間の決算によってその内容を説明いたします。

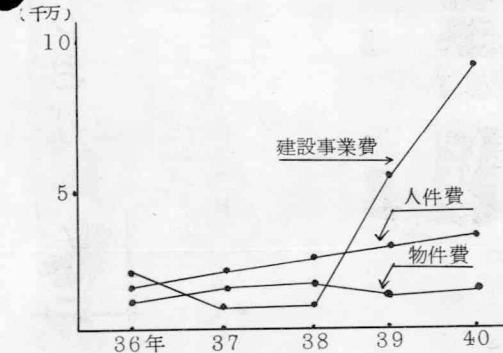
1. 財政規模の推移

※1表によりわかるとおり本町の財政規模は6000万から7000万台にあったが、39年度から田代中学校の移転改築、その他の公共事業費の増加により決算規模は1億を越え更に40年度は、1億5000万を越えるに至った。

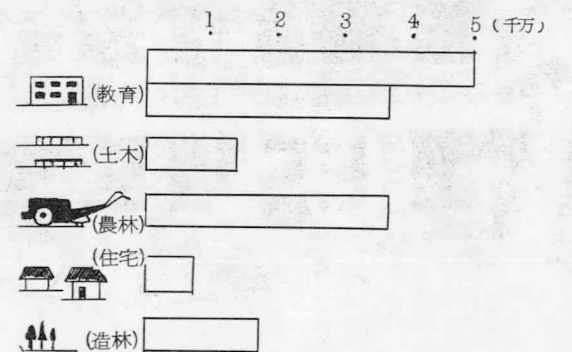
※1表 最近数年間における決算規模の推移



※2表 決算における経費の増加状況



※3表 36年～40年までの各種事業費投資額



2. 経費の増加状況

このような財政規模のぼり張は主として、学校建築や土木関係の事業費の増加によることは前に述べたとおりであります。※2表によりこれらの状態をみてみよう。

この表によりますと、各種の経費の増加の状況がわかりますが、建設事業費が急激に増えているほか、人件費も徐々に増加していることがわかります。

3. 各種事業への投資の状況

建設事業について36年から40年までの各種の事業に投資された金額は総額約1億8000万円に上りますが、これらの状況を※3表によりみてみますと、教育関係の校舎建築等に要した経費が全体の約半分近くを占め、これについて農林業関係が大きな割合を占めていることがわかります。

4. 才入財源の推移

財政規模の急激なぼり張に伴って、その裏付けとなる財源はどうなっているか、これについて※4表をみてみましょう。

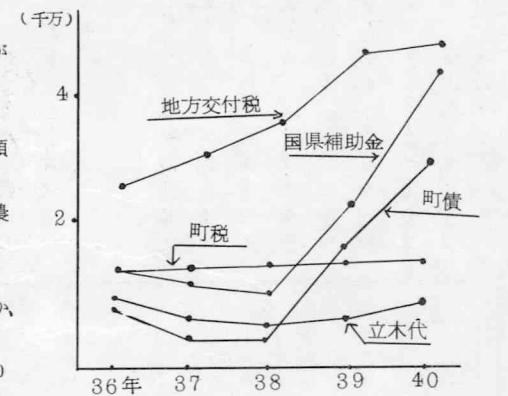
本表をみると最も大きな割合を占めているのは、地方交付税で然も毎年約20%の割合で上昇していますが、40年度は経済界の不況の影響で、延びかたがわるくなっているのが注目されます。

又財政規模の上昇カーブと同様な上昇を示しているのは、国や県の補助金と町債(町の借入金)で、その他の財源はおおむね横ばい状態となっており、このことからしても、町の事業費は国や県の補助金と借入金によって賄れているということがいえます。

5. 才入財源の構成割合

才入総額に占める各財源の構成割合をみますと、※6表のとおりとなっており、地方交付税が最も大きな割合を占めており、財政規模のぼり張に従って国県支出金や町債の比重が大きくなっていることがわかります。

※4表 年度別各種財源の増加状況



ニセ税務署員に注意

「犯罪のない社会」

考えただけでも楽しくなり、
が今の社会の有様をみますと望め
そうもない話ですね。

ところで犯罪といいますが、
法律のうえではたまたまの種類の
ありますが俗に「知能犯」とい
れているものは、罪を犯すほうに
もそれほど罪の意識がなく、ま
た社会自体もこれに対して割合に
意大なのが特徴です。何億とい
う手形詐欺から寸借詐欺まで、社会
のどこかで毎日のように起きてい
るのにあまり表面に出ないのもそ
ういふ事情からでしょう。ある
いはこのような事件はとるに足ら
ないほどの犯罪が多過ぎるの
でしょうか。いずれにしても悲し
むべきことがらには違ひありません。

話は変わりますが、これから税
務署の調査が本格的になってきま
す。そしてこれに合わせるように
「ニセ税務署員」の詐欺事件も多
くなっていくのが毎年の例です。
調査を受けるときの不安定な心理
状態をねらった憎むべき知能犯罪
であるわけですが、彼等は、いか
にも税務署員らしく装い、相手に
税務署員というように印象づけ
るうえで、お金や品物をだましと

たり、税関係の刊行物を不当に高
く売りつけたりしているようです。
もしも態度や話し方に少しでも
不審な点がありましたら遠慮なく
身分証明書を見せるように要求さ
れるなり電話で税務署に問い合
せて、はっきり相手を確かめるよ
うにしてください。これが一番手っ
とりばやい「ニセ税務署員」の撃退
法です。

ブドウで果実酒は造れませ
味覚の秋、食欲の秋、天高く馬
肥ゆる秋と表現は違っても、夏バ
テ回復期のこれからは食べるもの
すべてがおいしく、そして豊富な
季節です。

わけても果物は秋の味覚の王座
といわれるだけあって桃、リンゴ
梨、ブドウ、ミカン、柿、クリな
ど、その種類も味もバラエティに
富んでいて、私達の食生活に楽し
い色とりどりを添えてくれます。

ところで今年の夏は去年にもま
して果実酒造りが盛んだったよう
で、色とりどりの果実酒の瓶を棚
に並べホームバー気分を楽しんで
おられる御家庭も多いように聞い
ています。

ここでちょっと奥様方のお耳に
入れたいのは夏ミカン、梅、スモ
モ、グミなど「三つの果実は二

〇度以上の酒に入れて果実酒が
造られますが、ブドウは酸っぱい
のでお造りにならないようにと
いうことです。

昨年は熊本市内の三カ所で手入
れがあり、ブドウ酒を造っていた
十五人に酒税法違反として三万五
千円の罰金が言い渡されました。
素人が造るブドウ酒にはいろいろ
の悪い菌類が発生します。やは
り、ブドウは新鮮なものをそのま
ま召上るのが一番おいしく、無難
なようです。

税務課

買収農地の 報償金が 支給されます

支給されます

自作農創設特別措置法、いわゆ
る、農地改革により、農地を買収
された者（その者が昭和四十年三
月三十一日以前に死亡している場
合には、その遺族）に、給付金が
支給されます。

正しくは、農地被買収者等に対
する給付金といえます。この給付
金は、無利子で十年償還の国債を
交付することになっております。

▲給付金の額は

買収された面積に応じて、一
反歩から一町歩までの面積に対
しては反当り三万円、

一町歩をこえ二町歩までの面積
に対しては反当り一万円、
二町歩をこえ三町歩までの面積
に対しては反当り六千円、
三町歩をこえる面積に対しては
反当り二万円です。

それぞれ計算した額の合計額であ
りますが、最高は百万円で打ち
切られます。なお一反歩以下の面積
に対しては、一律一万円を五年償
還で支給されます。

▲面積の算定は、

買収された農地の面積、田の場
合は、買収面積全部を対象にし
ますが、畑の場合は、買収された面
積の六割に相当する面積（買収面
積が、一町歩の場合は六反歩とし
て計算される）を対象にすること
になっております。もし買収され
たその者に売渡した農地がある場
合には、買収面積と同じ計算で算
定して、買収面積から差し引いた面
積に対して（一反歩以下は切捨て
られる）給付金が支給されます。

▲遺族とは、

さきに、買収された者が今年の
三月三十一日以前に死亡している
場合にはその遺族に対して給付金
を支給されますが、その遺族の範
囲は、死亡当時の配偶者（大部分
は妻）と、その子、孫及び父母と
定められておりますから、それ以
外の者は支給されません。

いろいろなもめごとはまず調停へ！

調停とは

金を貸したが返して
くれない。貸した家
を明け渡してくれない。自動車に
はねられてけがをしたから治療代
がほしい。……こうして、いろい
ろの争いや請求は、訴をおこして
裁判を受けなければならないが、裁
判の手続には、むずかしい規則、
法律知識が心要で、費用や時間が
かかります。このような場合、手
がかり早く、話し合い議り合っ
て解決をあたえてくれるのが調停
です。

調停の種類

調停には、現在次
のようなものがあり
ます。

1. 宅地建物調停―宅地や家屋の貸
し借りに関するもめごとは簡易
裁判所。
2. 農事調停―小作関係や農地に
関するもめごとは地方裁判所、
商事調停―売却代金、その他商
事上のもめごとは簡易裁判所、
4. 鉱害調停―鉱害のため生じたも
めごとは地方裁判所。
5. 一般調停―1から4までのどれ
にもあてはまらない、すべての
民事上のもめごとは簡易裁判所
6. 家事調停―身分関係、家族親族
間のもめごとは家庭裁判所。
調停を申し立てるには、調停の
種類に

よって、それぞれの受持ちの裁判
所へ調停の申立をするわけです。
この場合、当事者の合意によつて
便宜な裁判所を選ぶことが出来ま
す。申立てをするには、当事者の
住所氏名と、どのような争いにつ
いて、どのような調停をしてもら
いたいというを書いた、申立
書を裁判所へ出します。

申立の手数料

民事調停 一万円までは六十円
（1-5の場合） 一万円以上十
万円までは一万円、十万円以上
十万円から五十万円までは一万
円、五十万円以上十万円以上一
円ごとに二十円の手数料。

家事調停

一件につき百円の手
（6の場合） 手数料が必要です。

調停の進行

調停が申し立てら
れると、裁判官と
民間から選ばれた二名の調停委員
によつて、調停委員会が開かれま
す。家事調停では、その二名の調
停委員のうち一人は、とくに女性
の気持などを理解するために、婦
人が選ばれるように扱われていま
す。やがて、申立人と相手方に出
頭通知がきます。

秘密が守られる

調停は、関係
人以外の人の
いない部屋で行なわれますので、
外部に秘密がもれる心配はありま

せんで気軽に話し合いができま
す。

調停の結果

調停が成立して、
その条項を記載し
た調停調書は、ふつうの約束書と
ちがって、確定判決と同一の効力

国民年金『夫婦で二万円に』

国民年金審議会中間報告

国民年金審議会は八月十日に総
会を開き、七月以来審議を重ねて
きた国民年金の改正問題について
中間報告をまとめた。

これは、①老令年金額、②保険
財政、③福祉年金の三項について
のべたもので、特に年金額につ
いては保険料納付二五年間の場合
に月五、〇〇〇円の老令年金を支
給することが望ましいとほつきり打
ち出している。

国民年金審議会は、国民年金制
度初の財政再計算期を翌年度に控
えて、今般制度改善のための審議
を開始した次第ですが、結果を要
約すれば次のとおりです。

一、老令年金額については

昭和四十六年には、高令任意加入
者の老令年金の発生が予定されて
おり、自営業者、農民等の年金制
度に対する関心がこれまでになく
高まっていることからして速やか
に給付改善することが是非とも
必要である。引き上げの幅につ
いては、厚生年金の一百万円金との
均衡を考慮し、国民年金制度にお

という強い力をもっています。万
一、当事者が調停で定められた約
束を果さない場合には、判決と同
じようにこの調停にもとづいて強
制執行をすることができるとです。

鹿兒島地方、家庭裁判所

ける二五年間の場合月額二、〇
〇〇円を五、〇〇〇円に引き上げ
夫婦一〇、〇〇〇円年金とするこ
とが望ましい。当面受給権の発生
が予定される短期間のものにつ
いても実質的に意味のある年金額と
なるよう格段の配慮を及ぼすこと
も、二五年以上の長期間間出の
ものについても拠出意欲を阻害し
ないよう妥当な引き上げを行なう
ことが望まれる。

二、保険財政について

年令による格差は、制度に対す
る理解が深まった現在では、撤廃
する方向で検討することが望まし
い。その額については給付水準の
改善にともなつて増額することと
なるが、国民年金の対象者には低
所得階層が多く含まれているので
その負担が過大とならないよう留
意すべきである。同時に保険料積
立は、一般の公課とは異なり、将
来必ず見返りのある長期貯蓄の
性格を有するものであることに
き被保険者の理解を尚一層深める
よう努力する必要がある。

▲請求期間は
この給付金は、給付金の支給を
受けることのできる者（権利者）
の請求によつて支給され、請求が
なければ支給されません。また、
請求期限を昭和四十二年三月三十
一日までです。

▲請求書の提出先は、

請求書は、請求者の現住所の市
町村長に提出することになってお
りますが、田代町では農業委員会
で受け付けて県知事へ送付するこ
とになっております。

請求書用紙は、農業委員会に準
備してありますが、認定に際して
はすべて事実立証主義でいろいろ
添付書類も必要ですので、農地開
放者同盟田代支部主催の説明会も
開催される予定ですので、その折
くわしく御説明申し上げます。

田代町農業委員会



三、福祉年金について

拠出年金の年金額が掘置かれて
いるにもかかわらず過去二回にわ
たって福祉年金の額のみが引き上
げられたが、経過福祉的性格か
らみて必ずしも拠出年金の水準と
関連づける必然性はないと思われ
る。しかしながら現在三〇〇万人
に近い受給者に果す役割の大きい
ことを考慮すれば、物価の上昇、
所得の向上等勘案して年金として
意欲のある妥当な水準に引き上げ
ることが適当である。

精神障害者

障害年金

四〇年八月一
日から受付

去る国会に於いて「国民年金法
の一部を改正する法律」が成立、
従来肢体不自由、視覚の障害、
音声言語機能障害等に加えて昨年
結核性疾患による機能障害、長期
安静を必要とする病状、ぜんそく
等による機能障害、精神障害（分
裂病、そううつ病、てんかん等）
いわゆる内部障害が支給対象者で
あったが、今回支給対象外であ
った。精神薄弱者が支給対象とな
った。

①支給対象、本年八月一日にお
いて二〇才以上七〇才未満で、精
神能力の全般的発達が高度にお
くれ、適当な介護がなければ日
常生活の用を弁ずることが不能
の者、その他色々ありますが、
相談されたい方は、役場年金係
までおいで下さい。

10月の庭しごと

植えつけ

ボタン苗木の植えつけは今月いっぱいです。イチゴの植えつけも今です。

植えかえ

パンジー、キンセンカなどの苗のうえかえ、ボケの移植は中、下旬がいちばんよいとされています。

球根の掘り出し

春に植えたアキメネス、グラジオラス、アマリリス球根ベコニアダリア、カンナなどで葉の枯れはじめたものなどは、下旬から十一月にかけて掘り出し、貯蔵します。



防虫剤の使い方

十月は衣がえの季節です。夏物の整理を早目に、冬物の準備も手回しよく片づけたいものです。衣類をしまうのには、必ず防虫剤を使用しますが、次の二、三の点に気をつけてください。

- ① 防虫剤には、しょうのうとナフタリンのように石炭を原料とする二種類があります。
- ② 前者は植物性で、後者は礦物性ですが、いずれも、ガス状になって防虫の役目を果たします。
- ③ 使用の場合は、この両者をいっしょに使うと、お互いに作用し合ってガスにならず、水になってしまいます。もちろん防虫効果もなく、衣類に水がついてしみてしまいます。
- ④ 製品を買ったらよく使用方法をよみ、この両者を絶対にいっ

しょに使用しないことです。

⑤ 防虫、殺菌の両方をかねた製品も出ておりますが、持続期間が短いようです。

⑥ わかしの人は、防虫剤はやっぱり「しょうのう」がいちばんなどといいますが、値段が高いのが難点です。これに反して、石炭系のものは安価ですが、長持ちしないといわれます。

あなたの目はつかれていませんか

近視についての予防、眼の伝染性疾患(トラホーム)なども予防についての知識をひろめることを目的として、目の愛護デーは昭和六年から行われています。最近では、テレビ等の普及もはげしく、知らない間に目が悪くなっていると言ふようなこともありますので、最寄の眼科医で診察してもらい少しでも早く治療いたしましょう。



おわび

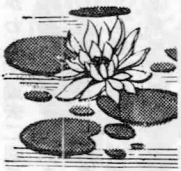
九月号の高令者名簿に二人、新田部落の田尻ユキ、八八才、上原部落の前田スミ、八八才が掲載もれになって居りましたので、ここにおわびいたします。

泰平一家

木比呂志 かんさい



戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません



完納の手で育てよう 明るい田代

今月は町民税の第3期
●自動車税の第2期
狩猟者税の納期です

